


消防への届出は

いつでも・どこでも・簡単な

電子申請で!

- 
- 1 消防計画作成(変更)届出
 - 2 防火・防災管理者選任(解任)届出
 - 3 全体についての消防計画作成(変更)届出
 - 4 防火対象物点検結果報告
 - 5 統括防火・防災管理者選任(解任)届出
 - 6 消防訓練実施届出
 - 7 自衛消防組織設置(変更)届出
 - 8 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出
 - 9 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告
 - 10 工事整備対象設備等着工届出
 - 11 防災管理点検結果報告
 - 12 防火対象物使用開始届出
 - 13 消防用設備等工事計画届出
 - 14 炉、厨房設備等設置届出
 - 15 急速充電設備、変電設備等設置届出
 - 16 工事中の消防計画届出
 - 17 消防用設備業届出
 - 18 禁止行為の解除認定申請
 - 19 液化石油ガス設備工事届
 - 20 少量危険物・指定可燃物 貯蔵・取扱い届出
 - 21 少量危険物・指定可燃物 貯蔵・取扱い廃止届出
 - 22 少量危険物・指定可燃物 貯蔵・取扱い変更届出
 - 23 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出

順次拡大中



姫路市オンライン手続ポータルサイト

検索

お問い合わせは管轄の消防署まで

姫路東消防署予防担当 • 079-288-0119
姫路西消防署予防担当 • 079-294-0119
飾磨消防署予防担当 • 079-233-0119

網干消防署予防担当 • 079-273-0119
中播消防署予防担当 • 0790-23-0119



ポータルサイトへの
アクセスはこちら

消防用設備等には定期点検が必要です。



消防用設備等点検報告制度とは

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。(消防法第17条の3の3)



点検の種類と期間

機器点検

6カ月に1回
実施

- 1 消防用設備等に付置される非常電源(自家発電設備に限る)。又は動力消防ポンプの正常な作動。
- 2 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。
- 3 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

総合点検

1年に1回
実施

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類に応じて実施する点検。



点検実施者

次の防火対象物の消防用設備等は、**消防設備士**又は**消防設備点検有資格者**に点検させなければならない。

- 1 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物。
- 2 延べ面積1000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの。
- 3 特定一階段等防火対象物。



報告

防火対象物の関係者は点検結果を、維持台帳に記録するとともに、次の1及び2に示す期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

1

特定防火対象物
1年に1回

2

左記以外
3年に1回

※特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物等得不特定多数の者又は災害時に援護が必要なものが出入りする施設(消防法施行令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)の2)項、(16)の3)項に掲げる防火対象物)

適切な消防用設備等点検を実施しましょう!

消防用設備等の点検は、適切に行われていますか?

御自身の建物に設置されている消防用設備等の点検について、次の4つの事例を参考にチェックしてください。

× 無資格者が点検をしていた

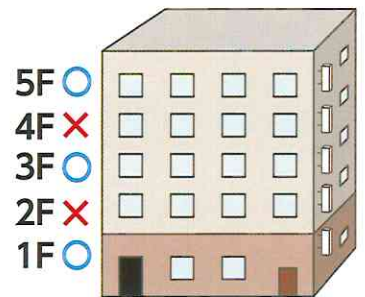
消防設備士又は消防設備点検資格者による点検を依頼していたにもかかわらず、無資格者が自動火災報知設備の点検を実施していた。



消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、消防機関に報告する場合は、点検作業が始まる前に、点検に従事する各作業員(資機材の搬送等の補助的な作業のみを行う者を除く)が免状を保有しているか確認しましょう。

× 全階を点検していなかった

地上5階のビルにおいて、1階・3階・5階の店舗の消防用設備等は点検されていたが、2階・4階の店舗は点検されていなかった。



点検の対象は「建物に設置されている全ての消防用設備等」です。各階全ての点検を依頼していたにもかかわらず、点検業者が、一部のみの点検で作業終了としていないか、点検作業の実施状況を確認しましょう。

× 事実と異なる報告をしていた

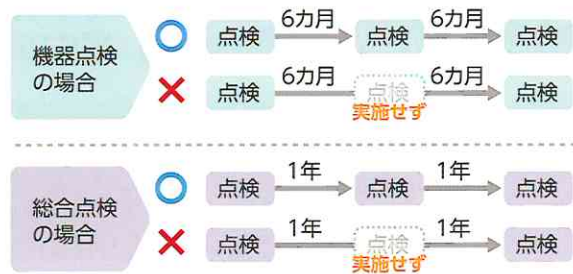
自動火災報知設備の感知器が故障していることが確認されたが、点検結果報告書では、改善していないにもかかわらず「不備なし」として報告していた。



点検の結果を、事実通りに記載しなければなりません。報告書に記載されている内容が「実際の点検結果」と相違ないかどうか、点検作業の実施状況を確認するとともに、報告書の届出前にしっかりと確認しましょう。不備については、適切に改善しましょう。

× 点検期間のルールを守っていなかった

機器点検を1年に1回、総合点検を3年に1回しか実施していなかった。



機器点検は6ヶ月毎に、総合点検は1年毎に実施してください。また、建物関係者は、法令により点検を行った結果を「維持台帳」に記録することとなっていますので、点検を実施したら、その結果を維持台帳に記録しましょう。

具体的な点検要領、報告様式の記載方法等、詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。



消防庁

Fire and Disaster Management Agency

<https://www.fdma.go.jp/>



ご相談はお近くの消防署まで

- 姫路東消防署 (079) 288-0119
- 姫路西消防署 (079) 294-0119
- 飾磨消防署 (079) 233-0119
- 網干消防署 (079) 273-0119
- 中播磨消防署 (0790) 23-0119
- 姫路市消防局予防課 (079) 223-9545

火災発生

あなたは

どうする? なにをする?

いざというときに大事な**3**つの初動対応

通報

周囲の人や消防機関、防災センターにいち早く火災発生を伝えましょう!



- 周囲の人に大きな声で火事を知らせる。
- 非常ベルのボタンを押す。
- 119番通報をする。

※自動火災報知設備が感知したら現場に急行し、状況を確認する。

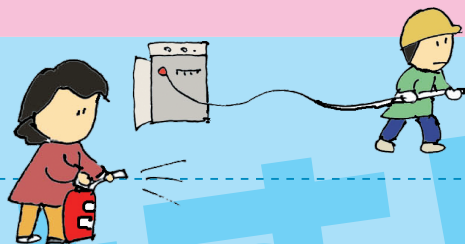
オススメ

通報用のメモを用意

- 職場の住所を伝えられるように…
- 火元、けが人などの情報も伝える

消火

消火器を持って火元に向かい消火しましょう。
天井に炎が達するまでが勝負!



- 消火器で消火できない場合は、屋内消火栓設備を使用する。
- 消火器や屋内消火栓設備の使い方や設置位置を覚えておく。

避難誘導

誘導をする際、明確に指示を伝えましょう!



- 火元の部屋のドアを閉める。
- 火元から遠い避難口へ誘導をする。
- 放送などで建物内に火災の発生を知らせ、避難誘導をする。

オススメ

非常放送用文例を用意

- 焦らずに情報を伝えられるように
- ※ 操作方法も確認しておく

総合訓練

通報、消火、避難など一連の流れを訓練しよう!

消防計画に基づき、それぞれの役割を果たせるように訓練しましょう。

オススメ

- 訓練時の出場場所を毎回変更する
- 思わぬことに気づくかも
- 訓練の緊張度もUP

訓練を実施する際には、あらかじめ消防機関に連絡する必要があります。

防火管理制度

尊い命と財産を守るために

消防法では、防火対象物の管理について権原を有する者に、防火管理者を定め、消防計画を作成させ、消防計画に基づく防火管理上必要な業務を行わせるよう義務づけています。

選任した防火管理者及び消防計画を所轄の消防長・消防署長に届け出る義務があります。

(消防法第8条、消防法施行令第1条の2、第3条、第3条の2、消防法施行規則第3条、第3条の2)



管理権原者の責務

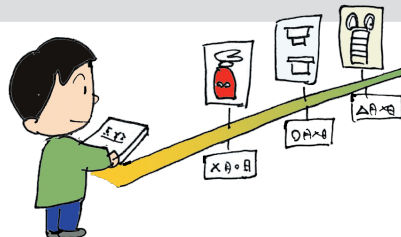
- 防火管理の最終的な責任者です。(建物所有者、事業主など)
- 防火管理者に消防計画を作成させ、防火管理業務を指示、監督します。 **防火管理者の選任・届出**

防火管理者の責務

- 防火管理業務の推進者です。
- 消防計画を作成し、防火管理業務を行います。



消火、通報及び避難訓練の実施



消防用設備等の点検及び整備



火気の使用・取扱いに関する監督



収容人員の管理



避難・防火設備の維持管理

その他防火管理上必要な業務

防火管理者を選任していない又は防火管理業務を適正に実施していない

消防法令に基づく命令や罰則の対象となります。

